

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N°591
2020・5・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

福島原発避難者訴訟 仙台高裁勝訴判決について…………… 山田大輔

神奈川支部特集

横浜燃ゆ……カジノ阻止たたかひの最前線から…………… 岡田 尚
カジノ誘致の是非を決める中区民の会の活動…………… 井上 啓
指定管理者制度の下での大規模水害被害—川崎市市民ミュージアム…………… 川口彩子
台風19号多摩川の水害と川崎市の責任…………… 川岸卓哉
ヘイトスピーチを許さない—川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例の制定…………… 永田 亮
〈神奈川紹介〉

横浜・72期と電車で行く初夏の湘南・新人挨拶及び登戸の御紹介…………… 馬込竜彦・山本有紀・藤井啓輔

シリーズ 憲法を知るための12冊

辻寛之著『インソムニア』…………… 久保木太一

【議長ひとくちトーク】愛情とは、謙虚さとは、感謝できるとは

～河合隼雄さんの言葉から学ぶこと～…………… 北村 栄

シリーズ 誰のためのオリンピック?⑤ 五輪ファシズムをここで終わらせよう…………… 喜久山大貴

ロースクールの実情と法曹養成

ロースクール雑感…………… 鈴木創大



パルマーノヴァの子ども

福島原発避難者訴訟 仙台高裁勝訴判決について

東京 山田 大輔

一 概要

二〇二〇年三月二日、仙台高等裁判所は、福島原発事故により避難を余儀なくされた避難者による損害賠償請求訴訟（以下、単に「避難者訴訟」という）の控訴審の判決（以下、「仙台高裁判決」という）を言い渡した（第一審は福島地裁いわき支部）。避難者訴訟原告団、弁護士は、同判決に対し、「勝訴・原判決を克服」という旗を出した。

仙台高裁判決は、福島原発事故により避難を余儀なくされた住民らが提起した損害賠償請求訴訟において、最初の高裁判決であった。その内容は一部に不十分な点があるとはいえ、評価するべき点もあるため、本稿で紹介する。

二 避難者訴訟の概要

避難者訴訟は、福島原発事故により避難指示が出された地域のうち、主に浜通り地域の住民（原告は主に、双葉町、浪江町、大熊町、富岡町、南相馬市小高区、楢葉町、広野町、川内村の住民）が東京電力（現東京電力ホールディングス株式会社）を被告として提起した訴訟である。

原告らは、福島原発事故により、故郷の密接なコミュニティ、豊かな自然などの中の生活が失われたとして、故郷喪失損害の賠償と、避難によ

る慰謝料の賠償請求を行っていた（そのほか財物損害などもあるが、本稿では省略する）。

福島地裁いわき支部の判決では、故郷喪失損害と避難慰謝料を区別せず、帰還困難区域について二六〇〇万円（一四五〇万円。カッコ内は中間指針に基づく既払い金。以下同じ）、居住制限区域・避難指示解除準備区域一〇〇〇万円（八五〇万円）、旧緊急時避難準備区域で二五〇万円（一七〇万円）の損害を認め、原告らの請求を一部認めた。

故郷喪失損害と避難慰謝料を区別しなかったことに加え、この程度の増額では、原告らの故郷喪失損害や避難慰謝料の損害を正當に評価したものとは到底言えないため、原告らは控訴をしていた。また、責任論に関しては、本件原発事故の予見可能性自体を否定するような内容となっており、到底許容されないものであった。

三 仙台高裁判決の概要

(1) 仙台高裁判決は、責任論に関し、原賠法を理由として、過失要件の検討は否定したが、慰謝料の増額事由として次の事実を適示し、被告東京電力を厳しく非難した。

「被告は（中略）想定津波と同程度の津波が到来し、浸水により電源設備が機能を喪失して原子炉の安全停止にかかる機器が機能を喪失する可能性のあることを認識しており、市民団体（筆

者注、原告団長らが活動していた団体)からも繰り返し津波に対する抜本的対策を求める申し入れがされていたにもかかわらず、(中略)本件事故までの間、具体的な対策工事を計画又は実施するに至っていないかった。被告が原子力発電所の安全確保に重大な責任を負い、その安全性についての地域住民の信頼の上に福島第一原発をこの地に立地してきたにもかかわらず、(中略)具体的な対策工事の計画又は実施を先送りしてきた中で、本件地震及び本件津波が発生し、本件事故の発生に至ったという経緯を被害者の立場から率直に見れば、このような被告の対応の不十分さは、誠に痛恨の極みと言わざるを得ず、その意味で、慰謝料の算定に当たつての重要な考慮要素とされるべきものである。」

(2) 損害論に関しては、仙台高裁判決は、避難慰謝料と故郷喪失慰謝料を明確に区別し、両者を認めた。

避難慰謝料については、避難開始時の「避難を余儀なくされた慰謝料」と「避難生活の継続による慰謝料」を区別し、前者については避難指示の区域に応じて、放射線被害の危険や避難の切迫性などの違いを考慮し金額を変えた。避難生活の継続による慰謝料は、その金額を区別せず、一月一〇万円とした。ただし、避難の期間に応じて、各区域で総額は変わる。

故郷喪失慰謝料については、原告らが請求する故郷喪失慰謝料を正面から認め、帰還困難区域は故郷喪失慰謝料、居住制限区域・避難指示解除準備区域、旧緊急時避難準備区域について

は故郷変容慰謝料を認めた。これらの損害の金額は、帰還困難区域、居住制限区域・避難指示解除準備区域、旧緊急時避難準備区域について

指示解除準備区域、旧緊急時避難準備区域の三区域ごとに下の通りである。

	帰還困難区域	居住制限・避難指示解除準備区域	旧緊急時避難準備区域
避難余儀なく慰謝料	150万円	150万円	70万円
避難継続慰謝料	850万円	850万円	180万円
故郷喪失慰謝料	600万円		
故郷変容慰謝料		100万円	50万円
高裁での増額	0万円	100万円	50万円
中間指針からの増額	150万円	250万円	120万円

※なお、これらの金額のほかには弁護士費用(1割)が認められている。

四 仙台高裁判決の評価と今後のたたかい

仙台高裁判決は、近時、原発事故の被害者による損害賠償請求について低額判決が続いていたこ

とからすると、被害者の被害の実態に一定程度目を向け、増額判決となったことは評価できる。しかし、次の点で疑問が残ると言わざるをえない。

① 現在も避難を継続せざるを得ない帰還困難区域の避難継続慰謝料を八五カ月で打ち止めにしたこと。

② 旧緊急時避難準備区域の避難継続慰謝料について、避難の実態に反して、一八カ月で打ち止めにしたこと。

③ 故郷喪失慰謝料の金額が低額であること、また、故郷変容慰謝料の金額が、故郷喪失慰謝料と比較しても、著しく低額であること。

原告ら、弁護士としては、これらの不十分さはあるものの、この高裁判決をもって被告に謝罪・賠償などの解決要求を提示していた。しかし、被告は上告及び上告受理申し立てを行い、謝罪及び賠償を拒否し、高裁判決を争う姿勢を示している。

原告ら、弁護士としてはこのような被告の姿勢は到底許容できないため、裁判内外で、被告に対し、謝罪と賠償を求め、たたかう意向である。

また、当弁護士団では、後続訴訟として「二陣訴訟」「南相馬訴訟」「三陣訴訟」がいわき支部に係属中であるため、引き続き、後続訴訟にて、仙台高裁判決の不十分な点の克服を目指していく。

神奈川支部特集

横浜燃ゆ……カジノ阻止たたかいの最前線から

神奈川 岡田 尚

◆プロローグ

林文字横浜市長は、二〇一九年八月二二日、突如カジノ付きIR誘致を表明した。これを受けて横浜カジノ誘致反対の市民による地方自治法に基づき直接請求運動は、大きく二つ取り組まれている。一つは「市長リコール運動」、もう一つは「カジノ誘致を市民に決めさせろ、そのための条例制定を求める住民投票運動」である。

私は、昨年(二〇一九年)二月六日結成された後者の運動体である「カジノの是非を決める横浜市民の会」(以下「横浜市民の会」)の運営委員会委員長を務めている。

市長リコールには約五〇万、住民投票には約六万三千人の有権者の署名が必要となる。

「横浜市民の会」は、署名運動を現実に進める受任者五万人、署名者五〇万人を目指して出発した。これだけの数を集めることによって、市長や市会議員にプレッシャーとなると考えたからである。これだけの大規模な市民運動は、人口最大の政令都市横浜では初めての試みであり、挑戦である。

「横浜市民の会」は、署名運動の開始日について、目標の受任者五万人が達成されれば速やかに、遅くとも五月一日からと目標を定め、三月二四日、受任者三万五千人に達したことから、開始日を四月二四日とする旨公表した。

ところが、新型コロナウイルス感染の驚異的蔓延で、大きな集会も開催不可能なうえに署名活動は対面原則の「密接」作業で、やむなく開始日を九月目途に延期した。

しかし、こちらだけが延期し、カジノ誘致作業が粛々と進められることは許されない。「横浜市民の会」は、四月二三日、この運動の賛同団体となっている七野党(立憲民主、共産、れいわ新選組、社民、神奈川ネットワーク運動、新社会、緑の党)の皆さんと一緒に平原敏英副市長に会って、「カジノ誘致作業は不要不急で即時中止、少なくとも休戦にしよう」と要請した。当日は「国のスケジュールもあり、要請に応じられない」と応えたものの、林市長は、翌々二五日には「実施方針公表の二カ月延期」を表明した。

カジノは、海外観光客(インバウンド)をあてにしたもので、今回のコロナパンニックは、その経済的根拠が全く崩れたことを露わにした。これに市民運動が盛りあがればカジノ誘致を阻止できる客観的条件がでてきた。コロナパンニックのなかで、ひとつくらい人々のためになるものを獲得したい。

◆亡国のカジノ

カジノは賭博場である。賭博は刑法一八五条で犯罪とされている。賭博場を開張した者は同法一八六条二項によって、三年以上五年以下の懲役に処せられる。これを一般的に合法化するわけにい

かない。そこで加計学園のときと同じように規制緩和のための「特区」をつくって、そこに限って認めようというのである。出発から汚い。胡散臭い。何故カジノか？市によると「人口減少で税収入は減る一方で将来が心配。カジノ付きIRによって税収入は八二〇〇億円増える」とのこと。仮に一〇〇億円の税収入だとすると、これまでの諸外国の実例から計算するとカジノ収益は六六六七億円となる。つまり毎年七〇〇億円近い巨額を客に負けさせないといけないのだ。子どもたちに、「あなた達の時代、お金が大変だろうからギャンブルで収益を上げておくから安心してね」と本気で言えるのだろうか。

賭博場が、反社会的組織集団の跳梁するところとなるのは歴史が証明している。ギャンブル依存症について、市は「世界最高水準の厳格な規制」と言っているが、大嘘もいところ。現在でも、パチンコ・パチスロ機は四〇〇万台以上(世界の六〇%)あり、ギャンブル依存症は三〇〇〇〜五〇〇万人で、しかも即効治療の決め手はない、と言われている。どこから見ても、この社会を、この国を歴史の前進に導くものではない。

◆住民自治、団体自治を問う

「横浜市民の会」が、「カジノ誘致は市民に決めさせる」として条例制定を求める住民投票を提起

したのは、主に以下の理由による。

(1) 出発は、林市長の豹変

林市長は、二〇一七年七月の市長選挙でカジノ付きIRの誘致について「私としては判断に至っていない」「当選の弁でも「市民の声を参考にし、中立的な立場で研究していく」と述べていた。ところが、その後市民にも市議会にも意見を聴くどころか何の説明もなく、二〇一九年八月二日、誘致表明をした。この民意無視が市民の怒りを巻き起こした。

(2) 続くは与党市会議員の裏切り

二〇一九年四月の統一地方選挙で、かながわ市民オンブズマンが横浜市会議員選挙の全立候補者

に対し、カジノ誘致に賛成か反対かのアンケートをとった。賛成は一人だけでその人は落選した。ということは、現在の市会議員のなかでカジノ誘致賛成表明をした人は一人もいない。与党のスタンスは、朝日新聞(三月三日)によると「取り組むべきかどうか判断がつかない状況」(自民市議)、「時期尚早で、争点になるならない以前の段階」(公明市議)であった。ところが、九月市議会で、カジノ誘致関係で約四億円を計上した補正予算案について、自民党、公明党の議員は賛成し、多数で可決された。選挙から半年経って、市長から何

の説明もない。また、客観的情勢が明確に変化したわけでもない。「それなのにどうしたの、この態

度約変は！カジノ誘致についての選挙の際のあなたの意見を参考に、あなたに一票を入れた市民にどう説明するの？市民を馬鹿にしている」と市民は怒り立ちあがった。

(3) 何故住民投票か

まず、圧倒的市民はどこに怒っているか、である。市長の誘致表明後、横浜市のカジノ付きIRに反対は六四%で、住民投票を実施すべきは七二・四八%(朝日新聞一〇月二日)。カジノ付きIRに賛成の人でも半分近い四五・五二%が住民投票実施を求めている(神奈川新聞九月一七日)。運動はここに依拠すべきというのが「横浜市民の会」の考えであった。

先行している市長リコール運動が間違っているわけではない。また一方で「カジノ誘致反対横浜連絡会」の住民投票運動も始まっていた。「横浜市民の会」の設立趣旨には、「これまで取り組まれている全てのカジノ反対運動と連携し、これまでにない大きな流れをつくり出すためにこの会を結成する」とし、「まずは広範な市民が参加・結集できる方法として住民投票を提起、開始する。ここにおいて圧倒的市民の声を集め、市長及び議会に突きつけることによって、山を動かそう」と呼びかけた。

(4) この運動の憲法上の位置付け

国における直接民主制は、憲法改正の国民投

票、最高裁判官の国民審査及び特定地方自治体特別法案に対する住民投票の三つしかない。しかし、地方自治は、選挙で選ばれた代表者だけが行政権力を行使する間接民主制の国と異なり、首長と議会に権力を分け、いずれもが市民の直接選挙で選ぶ。これが憲法が規定する地方自治の本旨である(九二条)。地方自治の本旨とは地方自治と

団体自治の二つの要素がある。「住民自治とは地方自治が住民の意思に基づいて行われる」という民主主義的要素であり、団体自治とは地方自治が国から独立した団体に委ねられ、団体自らの責任の下でなされるという自由主義的・地方分権的要素である(那須俊貴・「地方自治の論点」憲法審査会)とされている。横浜のような大都市では、市

民感覚も含め、地方自治の直接民主制の要素を失いかけている。

私人人は、カジノ誘致反対ではあるが、賛成の人も含め市民に決めさせろ、というのがこの運動の幹である。人々が自覚を高め、自らが社会の主人公になっていく営み・運動なくして民主主義の確立、前進はない。この住民投票運動は自立した市民をつくる運動でもある。

◆ 理と利は我にあり

理だけでなく利も我に近づいてきた。コロナパニックでカジノの根拠は崩れさった。全野党が揃い踏みで市民運動を応援してくれている。加えて、「ハマのドン」横浜港湾協会会長の藤木幸夫

氏(石原慎太郎原作、石原裕次郎主演の「青年の樹」のモデル)が、「二人になっても闘う」と言明した(「横浜市民の会」の共同代表の小林節慶義塾

大学名誉教授との対談が二月二十八日付け「日刊ゲンダイ」に掲載)。元神奈川県議会議長で自民党県連会長も務めた「自民党のボス」梅沢健治氏が「カジノなど横浜にとんでもない。私も私なりに反対運動を始める。九一歳まで生かされた命で痛快な命懸けをやってみるつもりだ」と声高らかに宣言した(神奈川新聞三月六日付け)。

たった今朗報が入った。有力候補事業者と言われているラスベガス・サンスが撤退を表明した。

横浜カジノはつぶせる!!

カジノ誘致の是非を決める 中区民の会の活動

神奈川 井上 啓

1 「中区の会」の設立経緯

二〇一九年八月に突如、林横浜市長がカジノを

含むIR(統合型リゾート)を進めると表明した。そもそも林市長は前回市長選挙に臨んだ際には、IRは白紙であると言っていた。今にしてみれば、

安倍政権の一角を担う菅官房長官のお膝元である横浜市の市長、そして日産出身の企業人である林市長が「IRは白紙」のはずはなかった。実際にIRを推進する団体の立ち上げや横浜市の調査予算化は前回選挙以前から始まっていたのである。

一方、神奈川県内では、総選挙の小選挙区割りで一八選挙区に分けられているが、「中区・磯子区・神奈川区」の三行政区が一つの選挙区割りで神奈川一区になっている。この神奈川一区の野党共闘を目指して毎月一回、各区順番で会合と街頭宣伝を行ってきており、これまで、三行政区の市



市長説明会後に一市民として取材を受ける筆者(右)

民が中心メンバーとなり、立憲民主党、国民民主党、日本共産党、社民党、新社会党、自由党、みどりの党など広く連携して選挙活動をしてきたのが、「いくつかの会」である。

八月に林市長の「カジノ推進表明」に対して、いち早く横浜市民レベルで「カジノ誘致反対横浜連絡会」が反対運動を進めるために立ち上がり、これを受けて、横浜市の一八行政区ごとにカジノ誘致の是非を住民投票で決めようと区民の会ができたが、「いくつかの会」の中区メンバーが中心となっ

て二〇一九年一〇月二七日から三回の発足準備会を経て二月二五日に桜木町びおシテイ六階で設立されたのが、「カジノ誘致の是非を決める中区民の会」であり、私が共同代表の一人となっている。

2 市長説明会

二月四日(水)午後七時から開港記念会館において、一八行政区のトップを切って中区で「IR市長説明会」が開催された。予め参加申込をして抽選に当たった人しか入れず、当選した私も参加できたが、指定席であった。開会前から会館前ではカジノ反対の市民が抗議行動をしており、多数のマスコミも取材合戦を繰り広げていた(私は、前日に「いくつかの会」の人から取材申込があり、説明会後に二市民として取材を受けた)。

市長説明会の内容はひどいもので、九〇分の予定のうち六〇分を過ぎてもカジノの話に入らず、IR礼賛の話が続いた。カジノの説明もそこそこに市長の話が終わり、休憩の時間で配布された質問状に質問を書いて提出し、休憩後、集まった質問状から三枚ずつ(一枚につき実際に読まれる質問は一つ)を四セットやるのだが、司会の渡辺真理が、質問を読んでいく中で「これは質問ではなくご意見ですね」といい、何か回答しようとした林市長の発言を止めるなど、反対意見を聞かないと

おぼしき進め方をしたので、参加している市民が「ちゃんと質問に答えさせろ」「司会者がなんでストップするんだ」と怒号が飛んだ。そもそも、書面による質問ではなく、せっかく市長・副市長が出席しているのだから、市民の口から質問し、市長が直接、一問一答で対応するのが筋である。結局、時間切れとなり、カジノの是非をともに議論する場とはならなかった。

3 住民投票を求める闘い

市民の間では、選挙の際には白紙と言っておきながら突然カジノ推進を打ち出した林市長の「裏切り行為」を理由に「市長リコール」を求める声もあるが、「中区民の会」では、市長リコールを求めるにはハードルが高いこと(リコール署名で五〇万筆、六〇万筆必要、まずは市民の声を市長や市議会にぶつけるための「住民投票」を実施すること、そのための条例制定を求める署名(約六万筆)を集めようということにした)。

中区民の会では、月二回のペースで会議を持ち、住民投票のために署名集めを手伝っていただけ「受任者」(サポーター)を募集する活動を開始した。具体的には、マイカル本牧の「和田山口」のバス停付近で毎週火曜日の午前二時から二時の間、街頭宣伝と受任者募集を行っている。そこにはイオン本牧店があり、毎週火曜日「火曜日」

とって安売りをしているので、それに合わせて多くの買い物客が集まるからである。三月末時点で、約四五〇人の受任者が登録されたが、中区の目標は一九〇〇人であるから、四分の一程度である。三月の二七日には京急日の出町駅前、二八日にはJR石川町駅の中華街口と場所もかえて募集活動をしたが、なにしろ「コロナウイルス」感染拡大を受けて、神奈川県でも外出自粛要請が出され、歩いている人より募集の声をかけるする中区民の会のメンバーの方が多いような状態で（メンバーは常時一〇人以上集まる）苦戦した。

また、実際に署名集めがスタートしたら（いつスタートするかは、四月二四日と連休前を予定していたが、コロナ感染状況もあり九月目途になった）、受任者が署名簿を持つて署名集めをして区ごとにチェックして集約することになるので、受任者の担当地域を割り当てる必要がある。ただ、中区には町名だけを数えても二五二町名（二丁目、二丁目も別町名として）あり、受任者の住所地を地図落としするだけでも大変な作業である。そして、実際には五〇〇人を超える受任者を見るとやはり、所在地域にはばらつきがあり、一人の受任者が広い区域を担当することにならないように、受任者の多い他の地域から「応援」に行くなど調整が大変である。

4 パブリックコメント

横浜市の方は、IRカジノ推進に邁進しており、三月市議会では自民公明の多数で約四億円のIRカジノ推進予算を通してしまった。そして三月六日（四月六日に「横浜IRの方向性（素案）」に対するパブリックコメントを募集したが、その結果は、拘束力はなく、ただ「聞き置く」だけだと言っている。それでも、次のような声をパブリックコメントとして横浜市にぶつけた。

「林市長は市長選挙に際しては、カジノは白紙だと言って当選しておきながら、昨年八月になっていきなりカジノ推進すると言いだしたのは、市民の声を聴かない、市民を騙したことになる。きちんと市民の意見を市政に反映させるのであれば、住民投票を待つて、その結果を尊重せよ。」

「カジノを含むIR構想が、悪化する市の財政を救うというが、そもそも耐震工事をしたばかりの旧市庁舎を安く売却し、多額の費用をかけて新庁舎を建設したのがおかしい。自分の財政運営のまずさを棚にあげてカジノに頼るのはおかしい。」

「そもそもカジノの収益は、ギャンブルで負けた人のつぎ込んだお金であるから、健全なお金ではない。しかもギャンブル依存症の人ほどお金をつぎ込むのであるから、いわば依存症を作り出して収益を上げながら、依存症対策をするという

のでは、本末転倒である。まるで火をつけておいて、消防車を増やせばいいと言っているようなものだ。」

「精神保健福祉法は、国や地方自治体に『精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施策を講じなければならない』と定めているが、精神障害であるギャンブル依存症を横浜市が増加させるのは、同法の趣旨に違反する。」

「そもそも、港ヨコハマの風紀がみだれ、山下公園や港の見える丘など、これまで築かれてきた良きイメージが壊されてしまい、結局、観光客がなくなる。」

5 展望

カジノを止めるだけでなく、次の市長選挙・市議会議員選挙まで視野に入れて市民の会として、連帯して活動をしていく所存である。



指定管理者制度の下での大規模水害被害

—川崎市市民ミュージアム

神奈川 川口 彩子



□ 水害による甚大な被害

二〇一九年一〇月、日本列島を襲った台風一九号により川崎市市民ミュージアムは甚大な被害を受けた。

川崎市市民ミュージアムは、一九八八年二月に開館した博物館機能、美術館機能及び映像機能を併せ持つ総合文化施設である。収蔵品数は約二六万点で、公立美術館としては日本一の収蔵品数を誇っている。収蔵品には、川崎市指定文化財、一九世紀中頃の石版画（ロートレックのポスター）、初めて日本人が撮影された写真（ダゲレオタイプ）、明治大正期の諷刺、時局漫画の原画、戦時中・戦後の漫画雑誌、原爆被爆者の記録映画、戦前から占領期までの「日本ニュース」映画、連合軍が撮影した極東国際軍事裁判の法廷記録フィルムなど、貴重な作品、資料が多数収蔵されている。

被害の全貌はまだ明らかになっていないが、

川崎市の調査によると、約二六万点の収蔵品のうち、約二二万九〇〇〇点が被害を受けているとされている。被害総額は七二億円という。

これほどまでに大きな被害が出た原因は、川崎市市民ミュージアムの収蔵庫が地階にあり、豪雨で処理しきれなくなった雨水が一気に地階に流れ込んだからである。収蔵庫には二メートル以上の水が溜まり、国の応援を受けて排水が完了したのは被害から八日も経ってからだ。その間、貴重な収蔵品は泥水に浸かりっぱなしだったのである。排水が終わっても、収蔵庫の扉が変形し、カビが繁殖し、収蔵庫内は足の踏み場もなく危険な状態だった。文化庁からの呼びかけにより、文化財のレスキューが始まったのは台風被害から一か月が経ってからであった。

□ 作品には興味のない指定管理者

川崎市市民ミュージアムの収蔵品は、①川崎市

が巨額の税金を投入して購入したもの、②制作者や遺族、管理者から川崎市が寄贈を受けたもの、③川崎市が寄託を受けているものである。いずれも市の財産あるいは制作者や遺族、管理者の財産であり、それを漫然と水没させた罪は重い。その背景にあるのが、指定管理者制度の導入であったことは間違いない。

川崎市市民ミュージアムには二〇一七年四月から指定管理者制度が導入された。それまでは川崎市が一〇〇%出資する財団が運営しており、指定管理者制度導入にあたって財団も名乗りを上げたが、選考段階で落とされた。指定管理者に選ばれたのは、アクティオ・東急コミュニケーション共同事業体である。選考委員の構成からして外部に任せたい川崎市の意図は見えていた。

指定管理者に選ばれたアクティオが市民ミュージアムで働いていた学芸員たちに示した労働条件は驚くべきものであった。従来は市職員に準じた給料体系であったが、期間一年の契約社員、給料は七割減である。三割減ではなく七割減だ。優秀な人材が流出するのは自明で、制度導入にあたり半数近くの学芸員が市民ミュージアムを離れた。その後も離職は続き、従来の正規職員は一名しか残らず、新採ばかりという悲惨な状況となっている。プロである学芸員に対して敬意を払えないということは、文化財に対する敬意もないということ

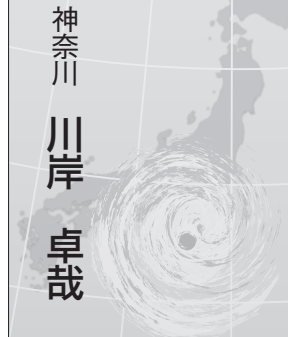
とを意味する。

指定管理者であるアクテイオが、收藏品や文化には全く興味がないことは、この水害被害であらためて浮き彫りになった。台風一九号に対しては何日も前から重大な警戒が呼びかけられていたにもかかわらず、また、ハザードマップの浸水区域であるにもかかわらず、全くの無策だったのであ

る。国宝級の作品を三階に避難させるなどの指示をなぜ出せなかったのか。対策を指定管理者に丸投げしていた川崎市の責任も重い。文化・芸術などの分野は利益が上がりにくい。だからこそ、そのような分野は公が積極的に責任をもって維持していかなければ、日本の文化・芸術は衰退する一方である。

現在、市民ミュージアムに関しては、副館長雇止め事件の訴訟が係属しているが、今後はオンブズマンの観点からの訴訟、寄託者からの訴訟も提起されると考えられる。これらの訴訟を通じ、文化の維持に関する公の責任についても改めて問うていきたいと考えている。

台風一九号多摩川の 水害と 川崎市の責任



神奈川 川岸 卓哉

1 多摩川からの逆流による浸水被害

二〇一九年一〇月二日、日本列島を襲った台風一九号は、多摩川に沿って南北に長い川崎市にも大きな浸水被害をもたらした。

市内の住家被害は、全壊三八件、半壊九四一件、一部損壊二六七件、床上浸水二九八件、床下浸水三七九件に及んだ。市内の浸水被害の多くは、市内から多摩川へ注ぐ五カ所の排水樋管のゲートが閉じられなかったため、台風によって高水位に達

した多摩川から市街地へ逆流した泥水が原因で、一〇haもの広範な地域を浸水させた。排水樋管のゲート開閉の管理をしていたのは川崎市当局である。市当局が排水樋管のゲートを閉じていれば、多摩川からの逆流による被害は生じなかったであり、市は責任を問われうる立場にある。

2 川崎市の不合理な排水樋管のゲート操作

川崎市当局は、台風直後の市民に対する説明



マンホールから溢れる水

会から一貫して、排水樋管のゲートを閉鎖しなかったのは、市の策定したゲート操作手順書に従ったもので、問題なかったと説明してきた。しかし、そもそも、川崎市の各排水樋管操作要項では、樋管のゲート操作は逆流防止を目的としている。当

時、台風の

関東地方接近によって多摩川の水位の上昇と逆流の発生は予見でき、現に、川崎市当局は多摩川の水位上昇による逆流の発生を確認して



浸水後の家屋のごみ

いた。それにもかかわらずゲートを閉じなかった判断はあまりに不合理で、被災者には到底納得できない説明であった。「台風一九号多摩川水害を考える川崎の会」を立ち上げ、市に対して第三者検証委員会による原因究明と、賠償、再発防止を求めて活動をしている。

3 第三者不在の検証委員会の設置と自己弁護の検証結果

これに対して、川崎市は、第三者委員会を設置せず、副市長を委員長とする行政内部で検証委員会を立ち上げ検証を開始した。賠償責任を負う可能性のある一方当事者の川崎市が主体となった自己検証によつては、公正な検証がなされるか

はなほだ疑問であった。神奈川県弁護士会等の法律家団体も、川崎市に對して、改めて第三者検証委員会の

設置などを求める要望を発表したが、結局、川崎市はこれに応じないまま、本年(二〇二〇年)三月に発表した検証結果では、自らの責任を免れる結論に導こうとしている。

4 逆流防止の目的を見失っていた排水樋管ゲートの操作手順書

そもそも、逆流防止のために設置された排水樋管のゲートが、なぜ今回現に逆流発生時に閉鎖されなかったのか。それは、ゲートの操作手順書が、川崎市内に「降雨または降雨の恐れのある場合はゲート全開を維持する」ことを前提としていたからである。この規定は、排水樋管のゲートを閉じると市街地に降った雨が多摩川に排出できなくなり、過去に内水氾濫を起こしたことから設けられた経緯がある。しかし、これでは、今回のように多摩川の水位が上昇し市街地より高くなつて逆流が生じても、降雨がある限り、逆流による浸水被害は看過するしかなく、被害を拡大させる結果となる。市の判断は、内水氾濫を恐れるあまり、本来の逆流防止というゲートの操作目的を見失い、被害を拡大させたのである。

5 既往最高水位を超える台風との言い逃れに対する反論

川崎市の検証委員会は、今回の台風による多摩

川水位の上昇が、既往最高水位を超えた最大であることなどから、逆流発生の予見可能性及び回避可能性がなかった結論を導こうとしている。しかし、これまでも、多摩川が氾濫危険水位を超える浸水被害が生じるような降雨が昭和四九年以降四回発生していた。加えて、近年の地球温暖化の進行により、海面温度が上昇し猛烈な台風が出現する頻度が増加することが予測できた。これらを踏まえれば、本件台風襲来前から、多摩川水位が既往最高を超えて、少なくとも多摩川の安全の確保が要求される「計画高水位」まで達し、逆流による被害が生じることが予見可能であり、速やかに対策を講じていれば被害は回避・軽減可能であった。

6 地球温暖化時代に改めて問われる都市水害に対する法律家の役割

古来より日本は水害列島であるところ、今回の水害は川崎の多摩川近接地域の都市開発と深く関係する。今後、近年地球温暖化の影響により水害の激甚化が顕著となり、再び同規模またはそれ以上の水害が起こりうる。法律家として、被災者の生活を再建し、市民が水害の危険に脅かされず安心して暮らせる街とするため、原因究明と再発防止を求めていく。

ヘイトスピーチを許さない

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例の制定

神奈川 永田 亮

1 全国初のヘイトスピーチ罰則化 条例の制定

二〇一九年二月二六日、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」が制定されました。

この条例は、あらゆる差別（人種、国籍、民族、性別、性的指向、障害等）を包括的に禁止し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を刑事罰で規制するものです。

二〇一六年六月三日に施行されたいわゆるヘイトスピーチ解消法には、ヘイトスピーチを違法とする規定がなく実効性に欠けるという課題がありました。この条例は、日本で初めてヘイトスピーチに対して刑事罰を導入した条例として、他の自治体の条例制定を後押しし、国の法改正・整備を促すという意義があり、全国から注目されています。

2 条例の概要

この条例の柱は、あらゆる差別の禁止を明示するとともに、一定の要件に該当するヘイトスピーチは罰則をもって規制することにあります。

刑事罰の導入に対する批判も考慮し、市内の公共の場所における、拡声器の使用などの特定の手段を用いた、特定の国・地域の出身者らを国外に退去させることを煽ったり危害を加えることを告知すること、などの特定の類型に該当するヘイトスピーチ行為を対象を限定し、条例に違反した者は、市長による勧告、命令を経て、最終的に氏名の公表と罰則をもって対処する、という三段階の手続になっています。

表現の自由に対する配慮から、恣意的な判断とならないように有識者で構成される「差別防止対策等審査会」に意見聴取を行い、罰金額も五〇万円以下とされています。

3 条例制定に至る経緯

日本で最初となるヘイトスピーチ罰則化の決断には、ヘイトスピーチ被害の深刻さと、それと闘う市民の活動が背景にありました。

二〇一三年五月の川崎で初めてのヘイトスピーチデモを皮切りにデモが繰り返され、二〇一五年一月には戦前から多くの在日コリアンが居住する桜本地区周辺がヘイトスピーチの標的とされたため、ヘイトスピーチを許さない市民が結集して反対活動を続けてきました。二〇一六年の「ヘイトスピーチ解消法」も、被害の当事者である川崎の桜本地区に居住する在日コリアン女性の切実な訴えがその制定を後押ししました。

しかし、解消法の制定後もヘイトスピーチデモの予告は繰り返されたため、横浜地裁川崎支部による桜本でのヘイトデモ禁止の仮処分決定、公園使用の不許可、武蔵小杉でのデモの中止など、止まらないヘイトスピーチとこれに反対する一般市民らの思いの衝突が続くこととなります。そうした地域社会の状況、市民や弁護士らの声を受け、

川崎市長から条例の制定が示されることとなりました。

4 これからの闘い

ヘイトスピーチとの闘いは、表現の自由とではなく、差別との闘いです。桜本地区が狙われたのは、「戦争は差別をうむ」として安保法制に反対し桜本地区で声を上げた高齢の在日コリアン女性らが記事に掲載されたことがきっかけでした。表現

の自由を奪っているのは、ヘイトスピーチに反対する者ではなく、ヘイトスピーチを行っている側なのです。市民や弁護士らの差別を許さないという強い意志が、この条例を制定させたことはいくまでもありません。未だヘイトスピーチはなくなりませんが、差別を許さないという社会が出来つつある中、これまでのような直接的なヘイトスピーチを行えなくなつてきています。その代わり、選挙活動に名を借

りたヘイトスピーチや弁護士に対する不当懲戒請求や直接の損害賠償訴訟など、公的な場でのヘイトスピーチに形を変えてきています。これからも抗議の声を挙げ続け、あらゆる差別を行う人がいない平穏な社会を作り上げるまで、今後も闘いは続いていきます。各地域の会員の方々も差別を根絶するための取り組みに今後ともご協力をお願いします。



の度、青年法律家協会弁護士学者合同部会に入会いたしました七二期の馬込竜彦と申します。二〇一九年二月より、横浜合同法律事務所勤務を開始いたしました。

弊所は横浜地裁(本庁)のすぐそばにあります。少し足を延ばせば、大さん橋、山下公園、赤レンガ倉庫、みなどみらいなど、有名な観光スポットが沢山あります。

また、横浜地裁周辺のグルメスポットと言えば

横浜中華街が有名ですが、馬車道や関内も有力です。

私は花より団子の人間なので、今回は、皆様横浜地裁にいらつしやうした際にオススメのランチをご紹介しますと思います。

①横浜中華街「京華樓 本館」

四川麻婆豆腐が有名で、めっちゃ辛いですが、深い旨味があり、気づいたら汗だくで完食してまいります。

もう一つの看板メニューが四川担担刀削麵。こ

ちらはそれほど辛くはないので、刀削麵好きな方はもちろん、刀削麵を食べたことがない方にもぜひ召し上がっていただきたい一品です(一〇円しますが紙エプロンもくれますよ!)

ちなみに、「本館」の他に、「中華街大通り店」があります。行くなら絶対「本館」です。メニュー

は同じでも、味は断然「本館」の方が美味しいです。

②馬車道「丸和」

馬車道は今やとんかつの激戦区です。この「丸和」と、「勝烈庵」、「とんかつ馬車道くら」がしのぎを削っていたところ、昨年には東京蒲田の「とんかつ櫛(あおき)」が馬車道店をオープンしました。

今後「とんかつ櫛」がどこまで伸びるかわかりませんが、現在のところ「丸和」が一番人気と言っていると思います。

「丸和」は基本的に並びます。ランチメニューにはリーズナブルな定食も用意されていますが、せっかく並ぶからには、値は張りますがコースかつ定食をオススメしたいところです。

ちなみに特コースかつ定食もありますが、一日限定二〜三食なので、開店前から並びなければな

りません。遅い時間に行くと、ロースかつ定食も売り切れてしまうので、早い時間に行った方が無難です。

③馬車道「ラ フィーリア デル プレジデンテ」
ピザといえば関内の「シシリア」が有名ですが、残念ながらランチは営業していないのです。そのため、ランチでピザを食べたくなったらこちらのお店一択です。

ナポリピザなので、やはりマルゲリータがオススメです。チーズを水牛モッツアレラに変更すると、より美味しいですよ。

④関内「利休庵」
どの時間帯に行っても賑わっているお蕎麦屋さんです。

メニューが豊富ですが、オススメは天ぷらそばです。丁寧に揚げられた天ぷらが美味しい。

ちなみに店名が付けられた「利休そば」は、色々な具材(チャレンジングなものを含む)を蕎麦の上にてんこ盛りにした面白メニューです。

⑤関内「レストラン グリル サクライ」
全席カウンターの洋食屋さん。メキシカンチリバーグというピリ辛ソースのつたハンバーグが有名です。ほとんどの人がチリバーグを頼んでいますね。

一三時からはナポリタンが注文でき、ナポリタンのファンも多いです。このナポリタンはケチャツ

プ味ではなく、どちらかというとトマトソースのポロネーゼに近いので、ケチャップ味を期待している人は要注意です。

⑥関内「ラーメン二郎 横浜関内店」

出ました二郎。横浜地裁からはかなり歩きますが、オススメ店としてここは外せませんね。

横浜といえば家系なので、二郎系は少ないです……。ジロリアン(熱狂的「ラーメン二郎」ファン)である私が唯一横浜に不満を抱いているところで、す。

関内店は、二郎の中でも味のバランスがよく、ブレも少ないので、二郎初心者の方にもオススメです(三田本店はブレがすごい。本店なのに)。



湘 南に行きましょうよ アクテイーに乗って湘南に行きましょうよ

パシフィック・ドライブインでジンジャーエールを飲みましょうよ

砂浜を走る犬を眺めましょうよ

どこの二郎もそうですが、関内店もひたすら並びます。早い時間に期日が終わったら行ってみるのもありかと。二郎なので、もちろん紙エプロンはありません。各自でお持ちください。

気

になったお店はありましたか。

今回紹介したのは有名店ばかりですが、少し退屈されたかもしれません。またの機会を頂けるのであれば、「食ベログの評価は高くないけど、ここ美味しいんじゃない？」シリーズをお届けしたいと思います。

大変な時期ですが、皆様方のご無事息災を心よりお祈り申し上げます。

天気がいいから波間のヨットもよく見えるはず

七二期の山本有紀と申します。

横浜修習を経て、年始より藤沢市藤沢駅北口に位置する湘南合同法律事務所働き始めました。僭越ながら、湘南地域(神奈川県藤沢市・鎌倉市(海側)・平塚市・茅ヶ崎市あたり(諸説あり))を指します)のご紹介をさせていただきます。

長

旅おつかれさまでした。アクテイーを降り

てJR藤沢駅の改札まであがつてくると、いろんな種類の魚が描かれた大きなパネルが見え

ますね。タイトルは、「湘南に群がる魚たち」。「湘南に集まる」や「湘南で見られる」にしない言葉のチョイスが、さすが桑田佳祐を生んだ湘南だなあと感じさせられます。BGMはHOTEL PACIFICあたりにおきましょう。

改札を出てすぐ左のルミネ藤沢に入ってください。ユニクロが今度五・六階に入るとか。なんて便利なの……。そのままスターバックスの脇を通り抜けてまた外へ。

弊所にお土産を持って来てくださるんですか？ 恐れ入ります。ちょうど目の前に神奈川ローカル百貨店のさいか屋(①)がありますよ。湘南ちがさき屋のたこ煎餅を買ってくれるの……？ みんな喜ぶと思います！

さいか屋を出たらそのまま信号を渡ってください。あの金具？ 単車にサーフィンを固定するためのものです。弊所、**湘南合同法律事務所(②)**は「森塾」の看板のあるビルの七階です。お気軽にどうぞ……。

お昼ご飯には藤沢駅南口まで行きましょう。今日は暑いから鶴庵(③)で冷たいお蕎麦を食べるといいかも。新潟のお蕎麦らしいですが細かいことは無視です。江の島まで我慢してきむら(④)で海鮮を食べてもいいですね。お店の中の階段がめちゃくちゃ急で怖いけど、何を食べてもとても美味しいです。あっ、でも途中でお腹が減るとい

けないので、南口のミスタードーナツ(⑤)でドーナツを買いましょう。路面店のミストがある街は大体いい街。

江ノ電で江ノ島駅まで来ました。ハワイ雑貨のお店が多いです。江の島弁天橋を渡ってせっかくなので江の島岩屋(⑥)まで。江の島の中も階段が驚くほど急！ 岩屋は思いの外遠い！ 喉が乾いたので今度はバシフィック・ドライブイン(⑦)へ。窓辺の席から見渡せる海はきらきら光って驚くほど湘南チルライフです。

日が傾いて来ました。湘南モノレール・片瀬江ノ島駅のデッキから富士山を望めば夕焼けは赤く

海風は涼しいです。ますますチル。ここからはモノレールに乗ってゆつたりJR大船駅まで。

まだ帰るには名残惜しい？ では、もう一度JRにのって藤沢駅まで行っちゃいましょう。一駅四分です。南口の居酒屋瀬祭(⑧)で瀬祭スパークリングと鯛めしを注文しちゃいましょう。ここもめちゃくちゃ美味しいです……！ 日本酒の自動販売機もあるのでお土産に便利。

最後はもう一度北口までいらして富士見湯(⑨)で汗を流してください。アクティイに乗って帰るのが嫌になってしま

- ① **さいか屋藤沢店**
〒251-0052 藤沢市藤沢555
Tel: 0466-27-1111
- ② **湘南合同法律事務所**
〒251-0052 藤沢市藤沢551番地1 日進ビル7階
Tel: 0466-25-3125
- ③ **鶴庵**
〒251-0055 藤沢市南藤沢3-6
Tel: 0466-86-5618
- ④ **きむら**
〒251-0036 藤沢市江の島1-6-21
Tel: 0466-22-6813
- ⑤ **ミスタードーナツ藤沢駅前ショップ**
〒251-0055 藤沢市南藤沢2-1-1
Tel: 0466-55-3235
- ⑥ **江の島岩屋**
〒251-0036 藤沢市江の島2-5
Tel: 0466-22-4141
- ⑦ **Pacific DRIVE-IN**
〒248-0025 鎌倉市七里ガ浜東2-1-12
Tel: 0467-32-9777
- ⑧ **旬鮮炭火焼瀬祭**
〒251-0024 藤沢市鶴沼橋1-1-15
Tel: 0466-28-0910
- ⑨ **富士見湯**
〒251-0052 藤沢市藤沢1003-8
Tel: 0466-23-4656

ましたか？わかる。ちょうど私も家探し中で、この辺りの不動産情報にはまあまあ詳しくなりまし

た。どこに住むのがおすすすめか、後は個別にお電話ください！(②！)

あります登戸の魅力をお伝えできればと思います。

二 登戸紹介

1 川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム

登戸駅からバスで二〇分ほど行くと、「川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム」があります。

このミュージアムは、藤子・F・不二雄(本名・藤本弘)の妻である藤本正子さんから、不二雄がトキワ荘を出てから亡くなるまでの間を過ごした川崎市へ、「ドラえもん」をはじめとする漫画原画を広く市民へ展示公開したいとの申し入れがあり、それを受けて、川崎市と藤子プロが中心となり検討を行い設立にこぎつけたというものです。

ミュージアムの中には、「ドラえもん」、「パーマン」、「キテレツ大百科」などの原画を公開している展示室や、藤子・F・不二雄の手掛けた漫画を自由に読むことができる「まんがコーナー」、ミュージアムオリジナルのメニュー



コーナー、ミュージアムオリジナルのメニュー

を提供してくれるカフェ (<http://fujiko-museum.com/cafe/>) やオリジナルグッズを販売しているショップ (<http://fujiko-museum.com/shop/>) もあります。

残念ながら、現在はコロナウイルスの関係で臨時休館となっておりますが、再開後に登戸にいらした際には是非お立ち寄りください。

なお、ミュージアムは完全事前予約制になっておりますので、お立ち寄りの際には予約をお忘れなきようよろしくお願いいたします。

2 明治大学平和教育登戸研究所資料館

登戸駅からは少し遠くなりますが、明治大学の生田キャンパス内に、明治大学平和教育登戸研究所資料館があります。

登戸研究所は、正式名称を「第九陸軍技術研究所」といい、戦前に旧日本陸軍によって開設され、秘密戦兵器・資材を研究・開発していた研究所でした。

登戸研究所は、太平洋戦争において秘密戦の中心を担っており、軍から重要視された研究所でありましたが、終戦とともに閉鎖され、一九五〇年代にその跡地の一部を明治大学が購入し、現在の明治大学生田キャンパスの一画に資料館が設立されました。

資料館では、風船爆弾や電波兵器など物理学を利用した兵器の開発をおこなっていた第一科、化

一 自己紹介

皆様初めまして。

昨年(二〇一九年)二月に神奈川県川崎北合同法律事務所に入所しました、七二期の藤井啓輔(ふじいけいすけ)です。

修習生の頃は七月集会の実行委員をしており、青法協の先生方には、各種の学習会やフィールドワーク、カンパなどで大変お世話になりました。この場を借りて改めて御礼申し上げます。

趣味は、将棋と映画(特にディズニー映画・アニメコミ映画を好みますが、映画賞受賞作品を中心に雑多かつミスターに鑑賞しています)、そしてプロレス(WWEというアメリカの団体)観戦です。

今回は、全国の会員の皆様に新人挨拶を申し上げますと共に、私が入所した川崎北合同法律事務所が

シリーズ
憲法を知るための
12冊

辻寛之著
『インソムニア』

東京 久保木太一



『インソムニア』
二〇一九年二月五日 初版
著者：辻寛之
出版社：株式会社光文社
定価：一五〇〇円＋税
四六判 三三〇頁

学を応用した生物化学兵器やスパイ用品などを開
発していた第二科、主に中国大陸で展開された経
済諜略活動のために偽札を製造していた第三科と
いった研究科毎の展示のほかに、本土決戦体制下
の登戸研究所と所員の戦後を記録した展示室を用
意してあり、第二次大戦時の負の歴史を語る遺産
となっております。

点では三月三日までの臨時閉館となっております。
本機関紙が全国の会員の皆様に到着するまでに
は再開が決定されることを祈っております。
3 鮮藍坊(シエンランフォン)
登戸でのランチでは中華料理の鮮藍坊をお勧め
します。
広めの店内で週替わりのランチが食べられます
し、食後にはデザートの特製杏仁豆腐が楽しめます。



川崎北合同法律
事務所ではお昼に
なると、所内の弁
護士で連れだつて
ランチに出かける
のですが、その際
の定番がこちらのお店です。

1 ファイクシヨンの影響力

おそらくこの企画における最初で最後のファイク
シヨンの紹介になるだろう。

私は子どもの頃からミステリーが好きで、弁護
士に憧れるきっかけとなったのも「最後の弁護士」
という国選弁護士をテーマにしたミステリードラマ

マだった。和久峻三の「赤かぶ検事シリーズ」のフ
アンだった母親は、私が法曹を志すことを歓迎し
てくれた。

「事実」が大事であり、「事実」こそがすべてだと
いうことは、この仕事をしている以上は私も十分
過ぎるほどに理解している。
しかし、人の心を動かし、人を行動に導くのは

「事実」だけであるとは限らない。むしろ老若男
女・学歴を問わずに「題材」を伝えられる創作こ
そ、人々の潜在的意識を規定し、社会を動かして
いるかもしれないのだ。

その意味で、私はファイクシヨンを軽んじてはい
けないと思う。とりわけ、「戦争」をテーマにした
ファイクシヨンは常にアンテナを張る必要がある。

それは戦争の悲惨さを伝える最良の媒体になると同時に、戦争美化の道具にも使われかねないからだ。

2 P K Oをテーマにした 社会派本格ミステリー

私が本作を知ったきっかけは、朝日新聞の広告欄だったと記憶している。第二回日本ミステリー文学大賞新人賞受賞作である本作は、迷彩服の男が描かれた作画とともに、大々的に宣伝されていた。

本作がテーマとするのは、「自衛隊の駆け付け警護と日報問題」である。巻末の「主要参考文献」の欄には布施祐仁氏の書籍の名前も並んでおり、本作はフィクションであるものの、しっかりとした取材に基づいた「リアリティ」のあるフィクションである。

ストーリーは、南ナイルランドでの「駆け付け警護」から始まる。

この「駆け付け警護」において、自衛隊員が民兵の射撃を受け、死亡してしまうのだ。

政府は、このP K O活動における自衛隊初の殉戦者について、「戦闘」という言葉を用いず、「事件」という言葉を使って説明する。もともと、肝心の「事件」の内容は触れられず、遺族に対する遺体の引き渡しもない。

「駆け付け警護」の場には他の自衛隊員（看護職員）は、帰国後も心の傷に苦しめられる。ある者は自殺し、ある者はアルコールや薬物に依存する。カウンセラーにも決して話すことができない「事件」のトラウマに、心を蝕まれていく。

本作は、如何にも「本格ミステリー」という構成で、何層にも重ねられた「真実」が徐々に明らかになっていき、ラストにはゾツとする展開が待っているのだが、この場はミステリー批評ではないので、それについての詳述は避ける。

3 本当にあるかもしれない「i f」

私が青法協会員として本作に面白さを感じるのは、「P K O活動で殉職者が出る」というあまりにもリアリティのある「i f」である。

本作で扱っている「駆け付け警護」を始め、安倍政権下においてP K Oの任務は増大し、P K O五原則が有名無実化していつている。南スーダンP K O派遣における日報問題で明らかになったとおり、自衛隊は「戦闘地域」に派遣されている。

P K Oの「建前」にもかかわらずP K O活動中に殉職者が出たとしても少しもおかしくない現状がすでに存在しているのである。「実は国民に隠されているだけで自衛隊にはすでに死者が出ていた」というスキャンダルが明日報じられたとしても、私はあまり驚かないだろう。

「事実」よりも大事なものはない。しかし、政府によって「事実」がひた隠しにされているこの分野においては、目の前に提示された「事実」を鵜呑みにするだけでは足りない。隠された「事実」を想像することもまた大事なことなのである。

「P K O活動で殉職者が出る」という「i f」は、小説家だけではなく、平和運動の担い手においても想像しなければならぬものだと感じる。

4 自衛隊員の心情

本作でさらに面白いのは、「駆け付け警護」に巻き込まれた自衛隊員（看護職員）のそれぞれの視点で描かれているため、それぞれの志望動機・P K O参加への目的等が表明されていることだ。

ある者は被災地での災害救助に憧れて、ある者は勉強ができないことの劣等感で、ある者は担任の教師に勧められて、それぞれ自衛隊員を志す。そして、P K O参加の目的も、崇高な理念に惹かれたというものから、プライベートの事情で日本にいられなくなったからと様々である。

私がつとも関心を持ったのは、本作の中でもつとも正義感が強い人物として描かれている葛城隊長による、P K Oに対する言及である。

本作の冒頭、「駆け付け警護」への出動の際の服務宣誓では、「確かに今回の任務は『危険を顧みず』となり得るが、葛城にはこの大陸のどこに守

るべき国民がいるのかという疑問が心の奥底にあった」と心情を吐露する。そして、本作の終盤には、「私は人を守るために自衛官になり、人を助



愛情とは、謙虚さとは、感謝できるとは

～河合隼雄さんの言葉から学ぶこと～

先月に引き続き、臨床心理学者の河合隼雄さんの印象に残った言葉を紹介します。

これは私が「人権活動と経営の両立」を語るときにもよくお話するのですが、「愛情」の定義です。みなさん、「愛情」とは何かと問われたら何と答えられるでしょうか。古今東西、小説や演劇等で語られた愛情の定義はごまんとあるかと思いますが、河合さんは、なんと「愛情とは、関係を絶たぬこと」だといふのです。

最初は、何これ！それだけのこと？と思いましたが、考えてみれば深いです。若い

けるためにPKOに参加しました。ですが、その結果はどうだったでしょう。人を殺してしまつた。罪を背負つてしまつた」という独白がある。現在

ときはきつとピンと来なかつたと思うのですが、今になってみればなるほどなあと思い当たるのです。

例えば、私はしばらく何百枚もの年賀状の住所等の宛名を手書きで書いていました。一年に一回も会わない人でも〇〇さん元気にしているかなあと、その時間はわずか一分かも知れませんがその人に思いを馳せることも意味があるかとやっていました。また、事務所を退職した事務局の人に対しても、たまに元気でやっているかなあと思うときがありました。河合さんは、それでいいと言つてくれるだけでなく、それが大事だと言つてくれていると思います。少し自信にもなりました。また、人と人とは「思い」でも繋がるのだということもおっしゃっているとも言えるのではないのでしょうか。ところで、愛情の反対語は憎悪でなく「無関心」だと言います。これもなるほどなあと思います。

さて、それ以外にも河合さんの「なるほど」と思う言葉を紹介します。「謙虚さ」について、「人間、自分に本当の自信がなけ

の自衛隊が抱える矛盾が如実に表現されていると思う。

れば、謙虚になれないのですよ。」と言われ、「人間、本当の強さを身につけていないと、感謝ができないのですよ。」とも言われます。みなさんはこれを聞いてどう思われますか。私は、強い言葉で当たる誰もが攻撃的な弁護士という方と麻雀をしたとき、その日頃とは真逆の気弱さ、心配性の面を見たことを思い出しました。みなさんも思い当たることがあるのではないのでしょうか。

そして、これらの河合さんの言葉を継いで、田坂広志さんは次のように言われます。「河合氏のこの言葉を深く味わうとき、実は、この言葉が、その逆の真実を教えてくれていることに、気がつきます。他人に対して謙虚に処する行を続けていると、いつか、深い自信が芽生えてくる。他人に対して心から感謝する行を続けていると、自然に、自分の心が強くなつていく。そのことに、気がつくのです。」

実践しようと思えます。

(青法協弁学合同部会議長 北村 栄)

シリーズ

誰のためのオリンピック？

⑤

五輪ファシズムをここで終わらせよう

京都 喜久山大貴

一 情勢

新型コロナウイルス感染拡大により、二〇二〇年三月二四日、東京五輪は正式に開催延長を決定した。同日を境に国内感染者数は急上昇しており、今夏の開催を強行するための粉飾だったと見られている。ギリシャで聖火の採火式が行われたのは三月二二日であり、福島から聖火リレーがスタートするのは三月二六日の予定だった。

三月上旬には、WHOが世界的大流行(パンデミック)と認定し、諸外国から開催中止・延期の要望が出され始めたが、安倍首相や小池都知事は、この期に及んでも、予定通り開催に向け準備を進めると強調してきた。

東京五輪開催のためPCR検査を抑制し、感染者数をごまかし続けたことで、感染者の早期発見や必要な医療措置の実施ができず、重症化や感染拡大を招いたというべきであり、これも東京五輪のもたらす災害の一つに位置づけられる。

しかも、開催延期決定後も、感染状況の実態把握を行わず、全く終息の見込みが立たない段階で二〇二〇年七月二三日に開催することを早々に決定してしまった。大会組織委員会の森喜朗会長は、「開催できれば人類全体に降りかかった災いを乗り越えた証になる」と述べ、虚偽のアンダー

コントロール発言で原発事故の幕引きを演出しようとしたやり方を繰り返している。

東京五輪は招致段階から、ファクトの積み重ねではなく、イメージを塗り固めることによって現実の問題を乗り越えようとする姿勢に貫かれている。

二 多くの犠牲の上にある五輪

現在、東京五輪をめぐる情勢は混迷を極めているが、取り返しのつかない人権侵害の数々は既に起きてしまっていることであり、これらを曖昧なままにしておくことはできない。

東京五輪は、震災からの復興・五輪とアピールされ、被災地に集められるべき資材や労働力、税金を奪い取り、復興を妨害してきた。二〇一七年の所信表明演説で安倍首相は汚染土入りフレコンバツクの仮置き場を身近な場所からなくすとし、見かけだけの復興に固執し、避難生活者の住宅支援も打ち切り、棄民政策を積極的に後押ししてきた。

また、五輪開催を口実とした軍備拡張や治安警備の強化、共謀罪の新設は、いずれも「戦争できる国づくり」のロードマップ上にある。非常事態を招致することで、民主主義破壊や私権制限を容易にしようのである。

新国立競技場、選手村、東京ビッグサイト等の改修、建設現場では、絶対的な期限が定められた突貫工事のため、過労死や死亡事故が少なくとも四件は報告されている。安全でクリーンな都市イメージを作出するため、野宿者の立退きも強制的に押し進められた。入国管理局では、難民申請者らの長期収容が急増し、在留特別許可の件数も激減している。

二〇一八年七月には、オウム真理教の教団幹部ら二三名の死刑が相次いで執行され、その中には再審請求中の死刑囚も含まれていた。政府が死刑執行を急いだ背景には、二〇一九年の新天皇即位・令和改元を避けつつ、二〇二〇年の東京五輪や国連犯罪防止刑事司法会議(京都コングレス)を控えた時期であったことが考えられる。

当初、世界一金の掛からないコンパクト五輪と宣伝され、予算七千億円とされていた開催費用は三兆円まで膨れ上がり、延期に伴う追加支出も数千億円かかるといわれている。東京五輪の巨大な経済効果の試算は到底信用できるものではなく、ゼネコンやデベロッパ、広告代理店などが利益を得るのみで、残された負債は日本経済にとっての致命傷となることは必至だ。

さらに、愛国心条項を含む教育基本法の下でのオリバラ教育が都立学校で実施され、二〇一八年三月には、東京都迷惑防止条例が改悪されて、大

人から子どもまで市民生活の介入や言論統制が進められている。

三 開催延期から中止、返上へ

アメリカの政治学者ジュールズ・ボイコフは、カナダのジャーナリストであるナオミ・クラインの惨事便乗型資本主義に着想を得て、祝賀資本主義という概念を提起している。クラインの惨事便乗型資本主義とは、自然災害や戦争、財政危機などの惨事に伴う制度の空白を衝いて市場原理主義を一気に推し進める手法をいう。これに対し、ボイコフは、五輪という世界最大の祭典は、その祝祭的雰囲気に乗じ、巨額の公共支出によって都市再開発と一部の民間企業の資本蓄積を一気に推し進める仕組みであると分析し、批判した。

さらに安倍政権は、五輪開催の演出の中に憲法改正を混ぜ込み、自らの任期中にファシズムの完成を目論んでいる。

資本家の利潤追求イベントが、アスリートファーストの感動ストーリーにすり替えられ、単なる棄民政策が災害復興や新型コロナウイルス克服の証とされ、監視社会と軍事社会を呼び込むものが平和の祭典と呼ばれる。

このようなあからさまで、単純で、空虚な言葉が、巧妙に市民社会の多様な抵抗の声を弱め、分

断し、統治することに役立ってしまうことを、ジョージ・オーウェルのディストピア小説「一九八四年」は示唆している。

他方で、莫大な開催費用、露骨なボランティア募集が明るみとなり、不十分な熱中症対策とマラソンや競歩の札幌開催までの混乱があり、東京湾内の水質汚染が報道され、JOC竹田恒和元会長の招致裏金疑惑が深まり、新型コロナウイルス感染拡大による開催延期決定の遅れといった、いくつかの出来事の連続により、東京五輪を持ち上げ続けたメディアや市民の間にも、開催中止、返上という選択肢が現実的なものとして浮上してきたといえる。

日本政府は、五輪開催を最大の国家プロジェクト、最優先事項と位置づけ、そのために人命や市民生活、地域や経済社会の多くを犠牲にしてきた。「五輪なんてやってる場合か」「命と生活が大事」という広がり始めた声を結集したい。韓国のように革命、香港の民主化デモに続いて、必ず、私たち市民の手で東京五輪は中止、返上させるしかない。

ロースクール雑感

東京
鈴木 創大

1 私の高校時代、世界史を担当してい

た某先生は、冷戦時代の出来事について試験で問うことに批判的だった。その先生が言うには、歴史の評価というのは時間がかかるもので、冷戦時代(というよりは戦後史全般)については、まだ評価が十分にできていない。そのため、そんなものを試験で問うのはナンセンスだ、というのが先生の意見だった。今回、この原稿の執筆を依頼されたときに、ふとそんな話を思い出した。それは、世界史にとつての冷戦時代と同様、自分の中で、ロースクール生活というものの評価があまりちやんとできていないからなのかもしれない。

2

修習生時代、なぜ法曹を志すようになったのか、ということ聞かれる機会が頻繁にあり、私はその都度、回答に頭を

悩ませていた。というのも、自分の中でその答えを持っていなかったからだ。

冷静に思い返してみても、明確な志望理由というのはあまり思い出せない。というより、そもそもそんなものはなかったのかもしれない。

大学三年ごろ、周りが就職活動を始めるときに、なんとなく周りの流れに乗るのが嫌だった記憶はある。ロースクールというものの存在を知ったのも、おそらくそのころだったと思う。

調べたところ、そこに行けばとりあえず二年間の猶予が与えられ、どうやら普通に勉強していれば司法試験に合格できるようだということを知った。その時点で具体的な将来像を持っていなかった私にとつて、司法試験合格という、目に見える資格を持つことは、魅

力的に思えたのだろう。

私が法曹を志した(ロースクールへの進学を決めた)のは、そんなふわっとした経緯だったと思う。少なくともその時点では、具体的に何になるかということは決めていなかった。

とはいえ、そんな雑駁とした経緯を堂々と説明する気にはならなかったため、志望理由を聞かれたときには、毎回それっぽい理由を見繕ってその場をやり過ごしていた。

3

進学したのがそういった経緯だったため、そもそもロースクール自体に、特別な期待や希望は持っていなかった。気持ちとしては、とりあえずここで真面目に勉強していれば、司法試験には受かるのだろう、そこから先のことは、受かってから考えればよい、という程度だった。

幸いにも私は、無事試験には合格できたので、当初の予定は達成できたことになる。そのため、仮に、現段階でロースクールに対して何か評価を付けるとすれば、とりあえず「可」といったところだろうか(結果論にはなっていない)。

4

ロースクールの講義が、司法試験の合格に役立ったかと言われれば、役立つ

ロースクールの実情と 法曹養成

5

ただし、そういった科目を含めても、試験に合格す

つものもあつたし、そうでないものもあつたというのが答えになる。正直言つて、授業の内容が意味不明な教授も何名かいた。それは、内容が高度すぎたのか、単に教え方が下手くそだったのかは、未だによくわからないが、当時の自分にとつて役に立たなかったのは間違いない。

また、単位をそろえるためには、司法試験の科目とは関係のない講義も履修しなければいけなかった。残念ながら(?)、ロースタールの講義は出席が義務付けられていたため、毎週一定の時間はそういった講義に時間を取られることになった。当時の気持ちとしては、「なんでこんなこと勉強しているんだらう」というのが正直なところだった。

一方で、刑法、民法といった、司法試験の科目についての講義は、それなりに試験勉強の助けになつていたと思う。授業では高確率で教授から質問されることになるため、毎回予習をしつかりする必要がある、学習の習慣をつけるという意味ではプラスであつたと思う。

7

今後のロースクールに関して要望があるとすれば、何をするといいところなのかをはっきりさせたほうがよいことだろう

ることだけを唯一の目標と考えたときに、ロースクールでの学習が一番効率的かと問われると、おそらくそうではないのだと思う。私見ではあるが、自学自習や予備校を利用するところが、合格への一番の近道だと考えている。

ただ、試験に合格すれば万事解決というわけではなく、当然その後、法曹としての人生が続いて行くことになる。それも含めて考えたとき、合格にとつて必ずしも効率的でない(または役に立たない)学習というのが、まったく不必要なのかと問われると、それは非常に悩ましいように思う。

6

そこで最初の話に戻るわけだが、結局ロースクールというものの評価を、今の時点で付けることはできないのだと思う(なら五年後ならできるのかと言われると、それも断言はできないが)。

唯一今の時点で良かったと言えるのは、ロースクールで多くの実務家教員の先生方と出会えたおかげで、自分の進路を決めることができたことくらいだろう。

私が卒業したロースクールでは、「ロースクールは予備校ではない」(司法試験に合格するためのものではない)と公言する教授がいた。他方で、教授が過去問答案の添削をしてくれるなど、受験対策に手厚いロースクールもあると聞いている。

別にどちらが正しいというわけではないが、制度の目的や目標を明確に定めなければ、その評価も正しくできないため、結局ずっと批判され続けることになってしまうと思う。

8

まとまりのない内容になってしまつたが、こういう意見の人もいる、という程度に聞き流してほしい。

なお、まったくの余談だが、私の受けた年のセンター試験の世界史では、戦後史に関する問いが例年より多く出された。恩師の教えを忠実に信じていた某生徒の成績は、あまり振るわなかつたそうだ。

仙台総会で会いましょう！

■日時 二〇二〇年六月二十七日(土) 二時～二八日(日) 二時～ 会場 仙台市内

特別講演 「まずチャレンジすること」弁護士活動歴生活三八年を振り返り、若手のみなさんに伝えたいこと」

講師：新里宏二会員

27日

特別講演 「若手に勉強になる刑事弁護のお話」 講師：齋藤信一会員

地元企画 「三・一一から九年目の今、青法協会員としてなすべきことは何か(仮)」

講師：早川篤雄さん(避難者訴訟原告団長)・福島原発被害弁護団の弁護士

28日

オプショナルツアー 「津波被害から早一〇年、宮城県名取市閑上町をめぐるツアー」(二時～一七時)

※総会は、コロナ情勢により、開催方法変更、中止の可能性もあります。ご了承ください。

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】

6月4日(木)10時半～ 青法協本部

【修習生委員会】

6月16日(火)11時～ 青法協本部

【広報委員会】

6月22日(月)18時～ 青法協本部

第17回人権研究交流集会(アクロス福岡)

2021年3月20日(土)午後 分科会
3月21日(日)午前 全体会

青法協本部事務局、テレワーク実施中です

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、青法協本部も、原則テレワーク・在宅勤務を実施しています。事務局のみなさんには、在宅にて、総会議案書作成や、全国ミーティング、人権研究交流集会開催の準備等々の各種業務を行って頂いています。

本部の電話は留守番電話になっていることが多くなります。連絡は、メールを活用していただければと思います。

執行部会議、各委員会会議も、現在は原則としてスカイプやZoomなどのオンラインで行っています。オンラインなら参加できる！という方、一度参加してみたいかでしょうか。ご希望の方は本部 bengaku@seihokyo.jp までメールください。(事務局長 田村優介)



編集後記

▼街がガラガラ。恒例の依頼をいただいた時とは情勢は一変している。身近な人、テレビで見えていた人、誰にも気に留められない人……。あり

とあらゆる人たちが、一気に悪化し、一気にこの世を去る。そして、ある国では成功し、ある国では失敗する。▼なんで、この国ではこんな事態になってしまったのか。横浜ではダイヤモンドプリセンス号を降りた人たちが横浜駅で解散させられている。当時もギョツとしたが、今ではウエツとする。あり得ない。▼「政治家を選ぶことは、自分たちの命に関わること」そして、政治家を選ぶことすらできない人たちが一番の被害者であることを思い返してほしい。いつまでおままごみみたいな選挙をして、無関心でいつづけるのか。選挙をして多数決で選んでいれば民主主義国家なのか。いよいよ沈没しかかっている。▼こんなご時世でも変わらず声をあげつづけ、信を得て、残り続けるしかない。「政治家を選ぶことは、自分たちの命に関わること」。

(辛鐘建(しん・ちよんこん))